

総合口座取引規定 変更内容

既存の総合口座取引規定に「30. 通帳利用手数料について」を追加します。

【変更内容】(下線部が変更箇所)

現 行	改定後
<p data-bbox="562 528 655 569"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="214 712 466 753"><u>30. (規定の変更等)</u></p> <p data-bbox="224 753 1033 926">(1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p data-bbox="224 931 1033 1015">(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p data-bbox="1060 528 1453 569"><u>30. (通帳利用手数料について)</u></p> <p data-bbox="1096 575 1873 658"><u>2021年10月1日以降に開設された預金口座には、別に定める「通帳利用手数料規定」が適用されるものとします。</u></p> <p data-bbox="1060 712 1327 753"><u>31. (規定の変更等)</u></p> <p data-bbox="1390 753 1474 795">(同左)</p>